



矢印の方向にFAX送信してください。

【FAX】089-998-8720

代位弁済請求書

(退去時精算用)

株式会社えるく 御中

請求日 20 年 月 日

※退去明渡日から60日以内にご請求ください。

下記のお客様は、退去精算金の支払いが困難と認められるので業務提携契約書及び賃貸借保証委託契約書兼賃貸借保証契約書に基づき代位弁済請求を致します。

申込番号		-										退去日	20	年	月	日
------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	----	---	---	---

◆賃借人情報

賃借人氏名	フリガナ	自宅電話	() -
		携帯電話	() -
物件名称	フリガナ	部屋番号	
			号室
退去後住所等	〒 -		TEL() -

◆請求合計金額

円 ※必ずご記入下さい。

(内訳)

A	家賃(賃料)	円	F	ハウスクリーニング ^{注1}	円	K	解約通知義務違反損害金	円
B	共益費/管理費	円	G	残置物撤去費用 ^{注1}	円	L	早期解約違約損害金 ^{注2}	円
C	水道料/町費	円	H	ゴミ処理費用 ^{注1}	円			円
D	駐車場料金	円	I	鍵交換費用	円			円
E	修繕費 ^{注1}	円	J	畳表替費用	円			円

(必要書類)

A・B・C・D・E・F・I・J・K・L	⇒	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書
E・F・G・H・I・J	⇒	<input type="checkbox"/> 見積書・精算書
E	⇒	<input type="checkbox"/> 賃借人確認署名

(注1) 修繕費・ハウスクリーニング・残置物撤去費用・ゴミ処理費用は、家賃(賃料)の3ヶ月分相当額を上限とします。

(注2) 早期解約による違約金・損害金は、1年未満の解約は家賃(賃料)の2ヶ月分相当額、2年未満の解約は家賃(賃料)の1ヶ月分相当額を上限とします。

※退去時に賃借人が認めていない修繕費は、保証の対象外とします。

◆賃借人死亡の場合の特約等

○賃借人が死亡の時、月額家賃(賃料)の1ヶ月分相当額を上限とします。(死亡時保証)

備考欄

<p>.....</p> <p>.....</p>

◆お振込先情報

金融機関名					支店名				
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号					口座名義人	

■協定不動産会社

社名 支店名							<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto;"> <p>印</p> </div>
住所	〒						
電話	() -	FAX	() -	担当者			